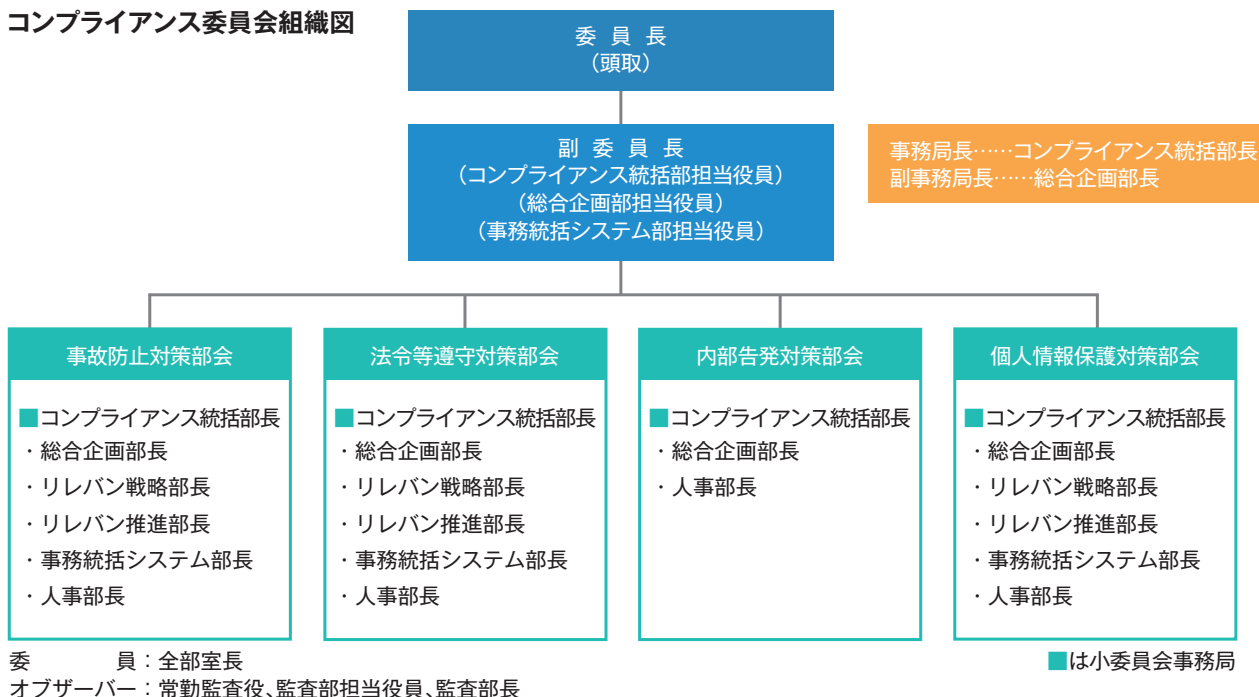


コンプライアンス

コンプライアンス委員会組織図



個人情報保護方針及び特定個人情報取扱方針

Ⅰ 当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関について

平成22年10月1日、消費者保護の要請の高まり等を受け、簡易、迅速に金融商品・サービスに関する苦情処理・紛争解決を行うための枠組みとして金融ADR制度が開始されました。

当行では、行内の対応では苦情等の解決を図ることができない場合や、お客さまから要望のある場合、その他適切と認められる場合には、お客さまに金融ADR制度における指定紛争解決機関として「一般社団法人 全国銀行協会」を紹介し、迅速・簡便・柔軟な紛争の解決に努めております。

当行が契約している銀行法上の指定銀行業務紛争解決機関

一般社団法人 全国銀行協会

連絡先: 全国銀行協会相談室

電話番号: 0570-017109または03-5252-3772

受付時間: 月曜日～金曜日(銀行休業日を除く) 9:00～17:00まで

Ⅰ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下マネロン等)対策に関するガイドライン(以下ガイドライン)を踏まえ、組織全体の管理態勢高度化に向け、マネー・ローンダリング等対策委員会を設置し、マネロン等に係る基本方針や管理態勢・管理方法を定めた「マネロン等対策管理規程」の改定やマネロン等の防止に関する「事務手続」の改定等、態勢整備を行いました。

また、行員向けにマネロン等に係る研修の実施や認定資格の取得を奨励しています。今後につきましても、「ガイドライン」に基づき「3線防御」態勢(営業店・本部管理部門・監査部門)やグループベースの管理態勢の確立等を含む諸施策に取り組むことなどにより、マネロン等対策の有効性確保に努めてまいります。

Ⅰ 反社会的勢力に対する基本方針

当行は、公共の信頼を維持し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断するため、以下の通り基本方針を宣言し、これを遵守します。

1. 取引を含めた一切の関係遮断
2. 資金提供等の禁止
3. 組織としての対応
4. 外部専門機関との連携
5. 有事における民事と刑事の法的対応

